

子ども・子育て支援新制度に関する主な動き

○経過・今後の流れ

年月	主体	内容
平成25年度	国	子ども・子育て会議等における検討
	市町村	ニーズ調査実施・市町村計画検討開始
	県	県計画検討開始・市町村計画策定支援
平成26年4月～	国	関係府省令案、公定価格仮単価提示
9月	県・市町村	計画案 中間報告（量の確保方策含む） 関係条例等の検討・制定
～27年3月	県・市町村	計画策定
平成27年4月		新制度施行・計画期間スタート

○ 主な動き

消費税 10%への引き上げが平成 27 年 10 月から 1 年半延期されたが、子ども・子育て支援新制度は平成 27 年 4 月から予定どおり実施する方向

○子ども・子育て支援の充実関連の消費税財源約 0.5 兆円（平成 27 年度）

量的拡充	質的改善
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育 40 万人増 (H29 まで) ・ 延長・病児保育 ・ 放課後児童クラブ ・ 一時預かり等の利用児童数 ・ 箇所数の増 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員配置の改善 3 歳児（現 20:1→15:1 へ改善） ・ 職員給与の改善（+3%） 等 ・ 放課後児童クラブ（補助対象 10 人以上から 1 人以上に拡大） ・ 病児・病後児保育の補助単価の増、要件緩和（看護師等配置 2 名→1 名）

○認定こども園・幼稚園・保育所に共通の給付（施設型給付）の充実

- ・ 施設に支払われる給付は、現状より 1 割程度増える見通し
（職員増等が条件（消費税 10%時点））

○利用者負担（保育料）

- ・ 保育料の水準は現行どおり
- ・ 同時入所の軽減制度についても現行どおり

○放課後児童クラブの拡充

- ・ 対象年齢を拡大（おおむね 10 歳未満 → 小学校 6 年生）
- ・ 新たに国が定めた基準を踏まえ、市町村が条例で設備・運営の基準を制定
（職員配置基準（2 人以上配置、うち 1 人は有資格者）等）
- ・ 18 時半を超えて開所するクラブの人件費を改善（時間延長の支援）